

社会福祉法人瑠璃光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人(以下「当法人」と言う)定款第九条及び第二十五条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け研修会に参加した場合、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
＜ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。＞

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- 1 この役員等報酬規程は、平成29年4月1日から実施する。
- 1 この役員等報酬規程は、平成31年4月1日から実施する。
この役員等報酬規程はの実施と共に旧規定は廃止する